

目次

まえがき	1
1. 調査方法及び調査結果	3
2. 資料	7
資料Ⅰ 調査資料一式	9
資料Ⅱ 第3回調査 調査票送付先リスト	29
3. 集計	39
集計1 既存添加物別 回答企業数・製造・輸入・合計量	41
集計2 既存添加物用途別 回答企業数・製造・輸入・合計量	49
集計3 一般飲食物添加物別 回答企業数・製造・輸入・合計量	57
集計4 一般飲食物添加物用途別 回答企業数・製造・輸入・合計量	58

まえがき

本調査報告書は、平成18年10月から12月にかけて、既存添加物等（平成8年5月23日付けで通知された既存添加物名簿収載品目リスト(平成16年度までに消除されたものを除く。)に収載されているもの、および一般飲食物添加物)の製造・輸入事業者を対象にアンケート用紙を発送し、回収を行ない、所要の集計作業を行ない、研究班において解析を行なってまとめたものである。報告された数値は平成17年4月から平成18年3月までの1年間の出荷量で記入するよう要請したものである。

指定添加物の生産流通調査は3年間をかけて調査、集計、査定を行っており、現在8回目の調査が進行しているが、これは既存添加物版である。ただし、指定添加物の同調査が食品添加物の1日平均摂取量の把握を目的として行われているのに対し、既存添加物は数が多く、多頻度使用といっても個々の品目毎では量的に小さいものが多いこと、さらに市販の既存添加物には一定純度とする規格がないものもあり、同一名称で生産・輸入の出荷を調査してもその積算は成分量として意味をなさない場合が多いことから、本調査では、1日摂取量算出目標はまだ無理として考察を加える計画はない。

この調査は平成6(1994)年に天然添加物に関する予備的な調査が行われ、平成7年に報告書が提出されている。さらに、平成12、13年に既存添加物としての1回目、また、平成15、16年に2回目調査が行われ、それぞれ平成13年と平成16年に報告書が提出された。今回は3回目である。こうして回を重ねてゆくことによって、調査者側も工夫を重ね、日本では重要な位置を占めている既存添加物領域の荷動き、やがては日本人の摂取量把握にまで内容をたかめてゆかねばならないであろう。

平成18年度は初年度としてアンケート調査を行った。研究グループ員により調査結果のチェックを行なったところ、未回収の事業者が多く、これが集計結果に影響すると思われるので、本品目については次年度に追加のアンケート調査を行い、最終報告とする。最終年・平成19年度でもって数値の確認などを行うことになるので、本レポートを利用される場合、暫定値であることを承知方願います。

生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定研究グループ（平成19年3月現在）

リーダー	藤井 正美	前神戸学院大学 薬学部 教授
グループ員・研究事務委任受託者		
	高野 靖	日本食品添加物協会 専務理事
グループ員	浅野 貞男	前日本食品添加物協会 常務理事・技術委員長
同	石井 健二	前日本食品添加物協会 常務理事・安全性委員長
同	大畑 育雄	日本食品添加物協会 技術委員
同	小見 邦雄	前日本食品添加物協会 常務理事・技術委員長
同	川本 明男	前日本食品添加物協会 専務理事

同	北村 利雄	前日本食品添加物協会	技術委員
同	香田 隆俊	日本食品添加物協会	技術委員
同	塩見 利紀	前日本食品添加物協会	技術委員
同	高橋 仁一	日本食品添加物協会	常務理事・技術委員長
同	平川 忠	日本食品添加物協会	常務理事・安全性委員長
同	福江 紀彦	前日本食品添加物協会	専務理事
同	湯川 宗昭	前日本食品添加物協会	技術委員

なお、本報告書の利用にあたり、次の事項をあらかじめ了解方お願いしたい。

(1) 製造量、輸入量

製造量とは国内で最終商品たる食品添加物が生産され平成17年度に出荷された量を意味する。輸入量とは当該食品添加物が輸入され平成17年度に販売された量を意味する。既存添加物は基源が天然物であるから、その原料起原が国産であるか輸入品であるかは問わない。

ただし実体は割り切れないケースがある。輸送のコスト減、安い海外労働活用から、原料輸入をせず現地で粗製品～精製品化して輸入し、粗製品を精製して出荷する製造の場合から、輸入品を一定規格のもとに試験し、不合格品は精製に回し合格品はそのまま小分けして食品添加物として出荷するケースでは、輸入上食品添加物として扱われている場合は輸入、薬品等原料として扱われている場合は製造になるのであろうが、両者混じえている場合もあり、これらをどう眺めるのかはアンケート企業記入者の判断である。したがって、既存添加物の量に対し製造量、輸入量の区分は参考に供したと解釈される品目があることを承されたい。

(2) 出荷報告のない品目

既存添加物の場合、少量需給品のため自社の製品リストにあるが注文があったときだけ製造するというケースで、調査年次には発注がなかったというケース。ある年に製造し数年間は販売のみしているような場合、調査年次に出荷がなければ零として報告されるケースもある。いずれも少量生産品目であろうが、出荷がないから市販流通がないとは一概に言えない。

1. 調査方法及び調査結果

1. 調査方法

アンケート方式（資料Ⅰ）

2. 調査対象時期

平成17年4月から18年3月までの一年間あるいは平成17年を過半日数含む一年間を対象期間として、平成18年11月実施した。

3. 調査対象企業

平成15年に実施された本調査（2回目）の回答状況を基に、既存添加物等の製造・輸入の可能性のある企業を広く対象とした。合計435社であった。

4. 調査項目

（1）調査対象添加物

平成8年4月16日告示された「既存添加物名簿」及び平成8年5月23日に通知された「既存添加物名簿収載品目リスト」に収載されているものから平成16年度までに消除されたものを除いたもの、及び「一般に食品として飲食に供されているものであって添加物として使用される品目リスト」のうち、本調査の対象品目は

- ①「既存添加物名簿収載品目リスト」に収載されている全品目 450品目。
- ②「一般に食品として飲食に供されているものであって添加物として使用される品目リスト」のうち食品添加物公定書第七版（「食添7」）で成分規格が定められている品目及び品名に色素とうたわれている品目、その他、合わせて、53品目。

合計503品目である。

（2）記載要求事項

- a) 製造・輸入を行っているものの品名
- b) 製造・輸入の区別
- c) 製造・輸入の数量（換算単位が記載してあるものについては換算した数値）
- d) 換算単位が明示されていない品目にあってはその純度、

5. 調査の留意点

今回の調査では既存添加物収載品目リストおよび一般飲食物添加物品目リストを中心に既存添加物等の出荷量の実態を把握することを目的とした。リストが公表されて5年が経過し、成分規格が定められているものが増加したが、未設定のものも依然多い。これらについて純度など量的基準を明確に記入してもらうよう留意した。

また、既存添加物はいわゆる健康食品等に利用されることもあるが、前回はその実態を把握するための設問をした。しかし、記入者側が必ずしも実態を把握していないことが多く、解釈

もまちまちであったので統計値として利用できなかった。今回もその状況が改善されているとは考えられなかったので、出荷さきについての設問をしなかった。

6. コンピュータへのインプット, 集計

指定添加物の調査と同様に、調査票の回答をコンピュータ入力し、集計した。

7. 調査票の回収結果

調査の結果をまとめると以下の通りである。

	調査票発 送数	回収数 (回収率%)	製造・輸入あり (回収に対する比率%)
平成17年調査	435	292 (67.1)	210 (71.9)
平成12, 13年 調査合計	916	750 (81.9)	270 (36.0)
平成15, 16年 調査合計	870	744 (85.5)	284 (38.1)

調査票の回収率は67.1%、製造または輸入していると回答した企業は210社であった。回収数は 前回、前々回の追加調査を含めた数に及ばず、「製造・輸入あり」と回答した件数も少ないので、追加調査を行って精度を高める必要がある。

8. 回収結果の概要

出荷量の多い既存添加物、取り扱い企業の多い既存添加物をそれぞれ表1, 表2に記載する。この内容についても、次年度の追加調査によって、訂正を加える予定である。

表1 出荷量の多い既存添加物

	既存添加物名	用途	製造輸入出荷量(トン)
1	ケイソウ土	製造用剤	52,896
2	活性白土	製造用剤	39,100
3	パーライト	製造用剤	21,775
4	窒素	製造用剤	15,181
5	カラメル I	着色料	14,774
6	粗製海水塩化マグネシウム	製造用剤	6,557
7	カラメルIV	着色料	4,673
8	植物レシチン	乳化剤	3,900
9	グァーガム	増粘安定剤	2,807
10	イタコン酸	酸味料	2,600
11	タマリンドシードガム	増粘安定剤	2,386
12	キサントガム	増粘安定剤	2,266
13	骨炭	製造用剤	2,160
14	活性炭	製造用剤	1,950
15	タルク	ガムベース・光沢剤	1,900
16	ペクチン	増粘安定剤	1,581
17	マイクロクリスタリンワックス	ガムベース・光沢剤	1,520
18	クチナシ黄色素	着色料	1,432
19	アルギン酸	増粘安定剤	1,416
20	カロブビーンガム	増粘安定剤	1,344
21	精製カラギナン	増粘安定剤	1,339
22	シクロデキストリン	製造用剤	1,316
23	微結晶セルロース	製造用剤	1,307
24	流動パラフィン	製造用剤	1,257
25	アラビアガム	増粘安定剤	1,226
26	ベニコウジ色素	着色料	1,184
27	カラメルⅢ	着色料	1,166
28	トウガラシ色素	着色料	802
29	貝殻未焼成カルシウム	製造用剤	757
30	グルコサミン	増粘安定剤	752
31	ミックストコフェロール	酸化防止剤・強化剤	723
32	L-グルタミン	調味料・苦味料	650
33	D-キシロース	甘味料	558
34	卵殻未焼成カルシウム	製造用剤	479
35	酸性白土	製造用剤	470
36	プルラン	増粘安定剤	470
37	カードラン	増粘安定剤	380
38	ベニバナ黄色素	着色料	344
39	植物性ステロール	乳化剤	340
40	アナトー色素	着色料	326

表2 取り扱い企業の多い既存添加物

	既存添加物名	用途	企業数
1	クチナシ黄色素	着色料	18
2	グァーガム	増粘安定剤	13
3	アラビアガム	増粘安定剤	13
4	トウガラシ色素	着色料	12
5	α -アミラーゼ	酵素	12
6	アナトー色素	着色料	11
7	コチニール色素	着色料	11
8	キサントガム	増粘安定剤	10
9	ミックストコフェロール	酸化防止剤・強化剤	10
10	香辛料抽出物	調味料・苦味料	10
11	プロテアーゼ	酵素	10
12	ラック色素	着色料	10
13	精製カラギナン	増粘安定剤	9
14	ベニバナ黄色素	着色料	9
15	ウコン色素	着色料	9
16	クチナシ青色素	着色料	9
17	ステビア抽出物	甘味料	9
18	サイリウムシードガム	増粘安定剤	8
19	ローズマリー抽出物	酸化防止剤・強化剤	8
20	カラメルⅠ	着色料	7
21	グルコサミン	増粘安定剤	7
22	ビートレッド	着色料	7
23	ムラサキイモ色素	着色料	7
24	マリーゴールド色素	着色料	7
25	ケイソウ土	製造用剤	6
26	窒素	製造用剤	6
27	植物レシチン	乳化剤	6
28	カロブビーンガム	増粘安定剤	6
29	カラメルⅢ	着色料	6
30	d- α -トコフェロール	酸化防止剤・強化剤	6
31	キトサン	増粘安定剤	6
32	カンゾウ抽出物	甘味料	6
33	β -アミラーゼ	酵素	6
34	チャ抽出物	酸化防止剤・強化剤	6
35	カタラーゼ	酵素	6

2. 資料

資料Ⅰ 調査資料一式

資料Ⅱ 第3回調査 調査票送付先リスト

資料 I 調査資料一式

平成18年11月

各位

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長
松田 勉

既存添加物等の生産・輸入出荷量調査へご協力要請の件

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

食品添加物を通じた食品の安全確保につきましては、日頃より格別のご配慮を頂き、感謝致しております。

さて、近年、食をめぐる環境は、食生活の多様化、加工食品、調理済み食品等の利用増加、食糧供給の海外依存度増勢等により大きく変化してきております。かかるおり、食品添加物の生産、流通、使用についてその状況を正確に把握することは、食品安全行政上極めて重要であります。

このため厚生労働省では厚生労働科学研究補助金（食の安心・安全確保推進事業）の分担研究として「我が国における食品添加物生産量統計とその国際比較」（分担研究者：国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第一室 佐藤恭子室長）、食品添加物の製造業等を対象に、その生産・輸入量について調査を行っております。

既存添加物等については平成11年度及び14年度について、調査を行いましたが、最近の生産・輸入出荷量を把握するため、本年度、再度調査を行うことに致します。

つきましては、ご多用中まことに恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解頂き、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

既存添加物及び一般飲食物添加物製造・輸入出荷量 実態調査 要領

本調査は、平成18年度厚生労働省厚生労働科学研究費補助金による食の安心・安全確保推進事業に則り実施するものであり、藤井正美元神戸学院大学教授をリーダーとして、日本食品添加物協会内に組織された研究班によって行われるものであります。集計された調査結果の公表を予定していますが、記入される事項が企業別に公表されることはありません。また記入表は所定の整理終了後、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課が回収いたします。

1. はじめに

本調査は、「既存添加物及び一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されているものであって添加物として使用されるもの）」（「既存添加物等」）の需要の実情を把握し、規格化その他所要の行政対応の基となる資料を得るための調査です。即ち、事業者が1年間に製造し、あるいは輸入し、出荷している既存添加物等の食品向けの出荷量（必要あれば製造出荷量、又は輸入出荷量と言う）の状況を事業者別アンケートによって調査を行うものです。

この調査は3年おきに行われている「指定食品添加物一日摂取量調査」に対応する「既存添加物等」の調査で、過去2回行われています。今回は平成11年度及び14年度に行った調査において、実際に製造・輸入していると回答された事業者の方々を中心にその後の行政庁把握の製造輸入届出企業名簿によって修正及び追加を行い、生産、実需の実態調査を行うことになりました。

関係各位の格別のご協力をお願いする次第です。

2. 調査の対象になる「既存添加物」及び「一般飲食物添加物」の範囲

平成8年4月16日に告示された「既存添加物名簿」、及び平成8年5月23日に通知された「既存添加物名簿収載品リスト」に収載されているもの、「一般に食品として飲食に供されるものであって添加物として使用される品目リスト」のうち、本調査の対象品目は

- ①「既存添加物名簿」に収載されている全品目、
- ②「一般に食品として飲食に供されているものであって添加物として使用される品目リスト」のうち食品添加物公定書第七版（「食添7」）で成分規格が定められている品目、品名に色素とうたわれている品目、及びその他（一般飲食物添加物品名番号一覧表記載品目）です。

3. 調査の対象期間

平成17年4月から平成18年3月までの1年間と致します。貴社の事業年度がこれと異なる場合は、平成17年を過半日数含む1年間としていただいても結構です。

4. 調査票の記入及びお問い合わせについて

調査票は、記入要領及び記入例にしたがって記入してください。回答に際しては、製造所毎でなく、全社分を本社などで取りまとめ提出していただくようお願いします。

なお、この調査は実需量の把握であり、製造及び輸入によって国内に供給される各添加物量ですので、添加物を購入し製剤化または小分け販売などの場合、あるいは該当品目がない場合には、①「該当品なし」に○印、および企業名、住所を記入した資料4のみ返送をお願いします。

回答に際し、不明な点、疑問な点があれば、下記宛てご照会下さい。

(照会先) 〒103-0012

東京都中央区堀留町1-3-9 日本橋三英ビル3階

日本食品添加物協会 (担当：高野、高橋)

TEL: 03-3667-8311 FAX: 03-3667-2860

e-mail: ya-takano@jafa.gr.jp

5. 回答期限

調査票は 平成18年12月11日迄に 同封の封筒を使用して、下記宛て返送いただきますようお願いいたします。

(回答送付先) 〒100-8782

東京都中央郵便局私書箱 第1731号

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

以上

調査票 記入要領

< I >

本調査の製造量、輸入量とは、その添加物の原体の数量を意味しております。

原体とは、調査対象品目そのものを言います。

数量としては添付した品名番号一覧(資料6, 7)に換算単位が記載してあるものについては、換算した数値を言います。(なお、私どもは他の原体量記入のものとは区別して換算原体と仮称しますが、これはあくまで集計上の呼称です)。換算単位が記載されていない品目にあつては、そのままの数量を記入し、当該製品の純度あるいは固形物換算値を⑧備考の欄に記入して下さい。

< II >

記入にあたっては、記入例をご参照下さい。例外のケースは備考欄にご記入下さい。

- ① 「該当品なし」：(資料2の4項で説明のとおり、) 添加物を購入し製剤化または小分け販売などの場合、あるいは該当品目がない場合には、○印を記入してください。
- ② 企業番号：郵送した封筒の宛名シールに記載されている整理NO. を記入してください。
- ③ 品名番号、④ 品名、⑤ 整理番号：添付されている「既存添加物品名番号一覧表」及び「一般飲食物添加物品名番号一覧表」に記載された品名番号、品名、整理番号を記入してください。
- ⑥ 製造・輸入の別：貴社が国内で製造されている場合は「(61) 製造」欄に、貴社が直接輸入しておられるか、或は貿易商社を通じて輸入しておられる場合は「(62) 輸入」欄に記入してください。
- 食品添加物を原料として別の食品添加物を製造する場合、例えば植物レシチンを購入あるいは輸入して、酵素分解レシチンを製造した場合は、備考欄に植物レシチン購入、あるいは植物レシチン輸入と記入してください。
- ⑦ 製造・輸入数量：「製造出荷量」又は「輸入出荷量」及びその合計。
- 「製造出荷量」とは貴社が(該当の1年間に)食品添加物として原体を製造し、「食品添加物」と表示して、食品メーカー又は食品添加物メーカーに出荷したか、あるいは自家消費された量を言います。食品添加物でない粗製品を購入し又は輸入し、精製して「食品添加物」と表示して製造出荷された場合を含みます。
- 「輸入出荷量」とは、貴社が(該当の1年間に)食品添加物原体を輸入し、「食品添加物」と表示して食品メーカー又は食品添加物メーカーに出荷又は自家消費された量を言います。輸入出荷量の中には原体の製剤(複数の原体からなる製剤を含む)を輸入し、そのまま又は加工して食品添加物として出荷された場合、その製剤中に含まれる各原体の量を含みます。個々に計算して記入してください。
- 他社から「食品添加物」と表示された原体を購入し、これをそのまま小分けして、又

は、自社で製剤化して食品添加物として出荷（販売）された場合は記入不要です。

輸出出荷量があれば、製造出荷量から差し引いて記入してください。

製造出荷量、輸入出荷量には医薬品向け（たとえば、アラビアガムの場合）、化粧品向け（たとえば、色素の場合）など食品分野以外への出荷は含めません。

添付の「既存添加物品名番号一覧表」（資料6）及び「一般飲食物添加物品名番号一覧表」（資料7）に換算単位が記載されている品目にあつては、食品添加物としての貴社扱い量をこの換算単位で換算して（換算原体として）記入してください。換算単位が記載されていない品目については、そのままの数量を記入してください。

単位は（t, kg, g）のいずれかを枠内の位置に合わせて数値を記入してください。

数値は3桁目で四捨五入して記入してください。

例：24,750 t → 25,000 t

637 kg → 640 kg

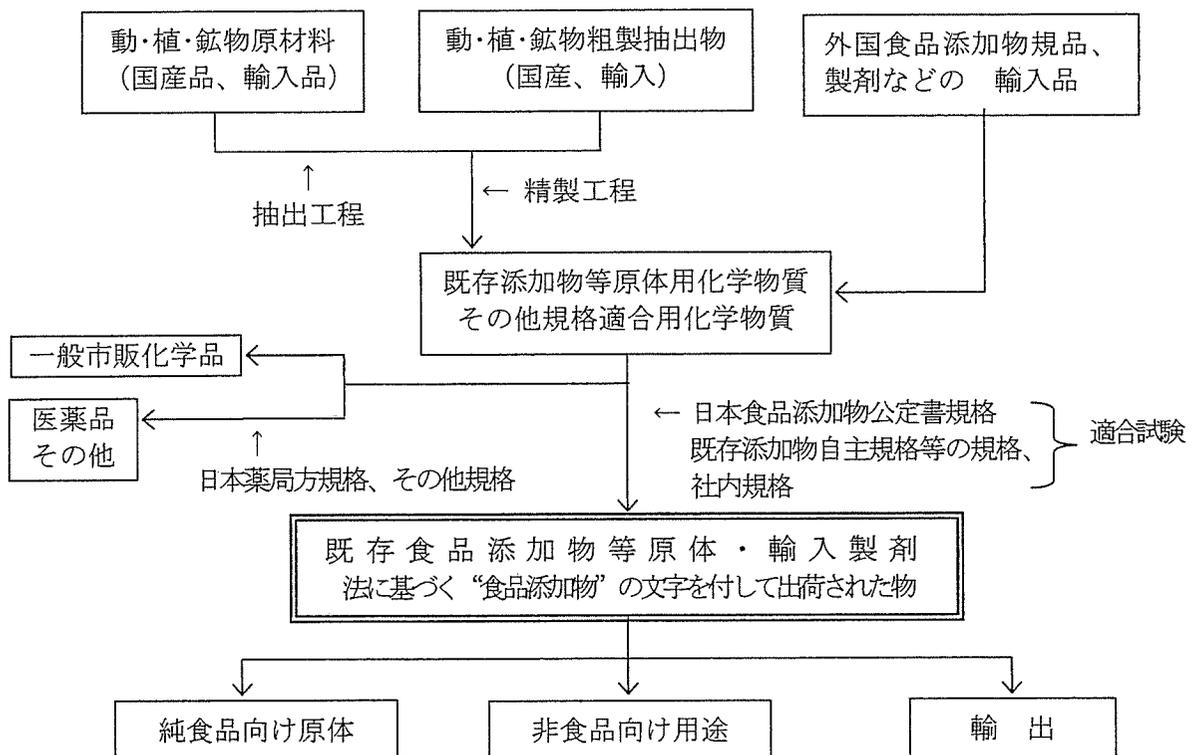
55 kg → 55 kg

⑧ 備考：換算単位が明示されていない品目については当該品目の純度あるいは固形物換算値、酵素にあつては活性単位を記載してください。その他⑥、⑦などに関することも記載してください。

<参 考>

本調査では、貴社における下図の で囲んだ個々の既存食品添加物等原体の年間の生産、出荷、使用量を把握することが目的です。

既存添加物等の製造（生産）から製品の流通略図



以上

既存添加物等製造・輸出入荷量調査 調査票 (平成18年度)

記入： 平成 18 年 月 日

①該当品なし

②企業番号	企業名	所在地	所属	担当者名	電話・(FAX) Eメールアドレス

③品名番号	④品名	⑤整理番号	⑥製造、輸入の別の別			⑦製造・輸入数量			⑧備考
			t	kg	g	t	kg	g	
			(61) 製造						
			(62) 輸入						
			(63) 合計						
			(61) 製造						
			(62) 輸入						
			(63) 合計						
			(61) 製造						
			(62) 輸入						
			(63) 合計						
			(61) 製造						
			(62) 輸入						
			(63) 合計						
			(61) 製造						
			(62) 輸入						
			(63) 合計						
			(61) 製造						
			(62) 輸入						
			(63) 合計						

註：見出し内の数字 (①-⑧) は調査票記入要領の説明項目です。記入にあたっては記入要領を参照してください。
用紙が不足する場合は、恐れ入りますが、この用紙をコピーしてお使い下さい。

記入例

既存添加物等製造・輸出入荷量調査 調査票 (平成18年度)

記入： 平成18年 月 日

①該当品なし		②企業番号		企業名	所在地	所属	担当者名	電話・(FAX) Eメールアドレス
1	2	3	4	5	〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3	〇〇部 〇〇課	日本太郎	012-345-6789 (012-345-9876) 〇〇〇〇〇〇〇〇.co.jp

③品名番号	④品名	⑤整理番号	⑥製造、輸入の別			⑦製造・輸入数量			⑧備考
			(61) 製造	(62) 輸入	(63) 合計	t	kg	g	
0170	アトー色素	02				10			
						20			
						30			
3660	ベニバナ黄色素	02				100			
						100			
3580	ヘスペリジナーゼ	07						1500	力価1,000単位 単位は自社規格
								1500	
0230	L-アラニン	09					100		
							100		
1080	キトサン	04						25	
								25	
0832	精製カラギナン	04					350		
							350		

註：見出し内の数字(①-⑧)は調査票記入要領の説明項目です。記入にあたっては記入要領を参照してください。
用紙が不足する場合は、恐れ入りますが、この用紙をコピーしてお使い下さい。

No.	既存添加物名	整理番号	換算単位	備考
0010	アウレオバシジウム培養液	04	「第三版自主規格」固形物換算する	
0020	アオイ花抽出物	05	固形物換算する	
0030	削除			
0040	アガラーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0050	アクチニジン	07	固形物(T.O.S)換算する	
0060	アグロバクテリウムスクシノグリカン	04	固形物換算する	
0070	アシラーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0080	アスコルビン酸オキシダーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0090	L-アスパラギン	09	「食添7」	
0100	L-アスパラギン酸	09	「食添7」	
0110	アスペルギルスステレウス抽出物	05	固形物換算する	
0120	アスペルギルスステレウス糖たん白質	13	固形物換算する	
0130	N-アセチルグルコサミン	01	「第三版自主規格」	
0140	α -アセトラクタートデカルボキシラーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0150	アゾトバクタービネランジーガム	04		
0160	5'-アデニル酸	13	第三版自主規格	
0170	アナトー色素	02	「第三版自主規格」カロノイトとして3.0%又は色価($E_{1cm}^{10\%}$)1,025に換算する	
0180	アマシードガム	04	「第三版自主規格」固形物換算する	
0190	アミノペプチダーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0200	α -アミラーゼ	07	「第三版自主規格」固形物(T.O.S)換算する	
0210	β -アミラーゼ	07	「第三版自主規格」固形物(T.O.S)換算する	
0220	アーモンドガム	04		
0230	L-アラニン	09	「食添7」	
0240	アラビアガム	04	「食添7」	
0250	アラビノガラクトン	04	「第三版自主規格」	
0260	L-アラビノース	01	「第三版自主規格」	
0270	アルカネット色素	02	「第三版自主規格」色価($E_{1cm}^{10\%}$)20に換算する	
0280	L-アルギニン	09	「食添7」	
0290	アルギン酸	04	「食添7」	
0300	アルギン酸リアーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0310	アルミニウム	02		
0320	アロエベラ抽出物	04	「第三版自主規格」固形物換算する	
0330	アントシアナーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0340	イソアミラーゼ	07	「第三版自主規格」固形物(T.O.S)換算する	
0350	イソアルファー苦味酸	09		
0360	イソマルトデキストラナーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0370	イタコン酸	08	「第三版自主規格」	
0380	イナワラ灰抽出物	13	固形物換算する	
0390	イヌリナーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0400	イヌリン型ポリフラクタン	13		
0410	イノシトール	05	「第三版自主規格」	
0420	イモカロテン	02		
0430	インベルターゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0440	ウエランガム	04	「第三版自主規格」	
0450	ウコン色素	02	「食添7」色価($E_{1cm}^{10\%}$)1,500に換算する	
0460	ウド抽出物	03	固形物換算する	
0470	ウルシロウ	06	「第三版自主規格」	
0480	ウレアーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	

No.	既存添加物名	整理番号	換算単位	備考
0490	エキソマルトテトラオヒドロラーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0500	エゴノキ抽出物	03	固形物換算する	
0510	エステラーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0520	エビ色素	02		
0530	エラグ酸	05		
0540	エラスターゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0550	エレミ樹脂	13		
0560	塩水湖水低塩化ナトリウム液	09	固形物換算する	
0570	オキアミ色素	02	「第三版自主規格」色価($E_{1cm}^{10\%}$)13に換算する	
0580	オゾケライト	06	「第三版自主規格」	
0590	オゾン	13		
0600	オポパナックス樹脂	06		
0610	オリゴ-N-アセチルグルコサミン	01	「第三版自主規格」	
0620	オリゴガラクチュロン酸	13		
0630	オリゴグルコサミン	04	「第三版自主規格」	
0640	γ-オリザノール	05	「第三版自主規格」	
0650	オレガノ抽出物	03	固形物換算する	
0660	オレンジ色素	02	「第三版自主規格」色価($E_{1cm}^{10\%}$)300に換算する	
0670	海藻灰抽出物	13	固形物換算する	
0680	カオリン	13	「食添7」	
0690	カカオ色素	02	「第三版自主規格」色価($E_{1cm}^{10\%}$)50に換算する	
0700	カカオ炭末色素	02		
0710	カキ色素	02	「第三版自主規格」色価($E_{1cm}^{10\%}$)20に換算する	
0720	花こう斑岩	13		
0730	カシアガム	04	「第三版自主規格」固形物換算する	
0740	ガストリックムチン	13	固形物換算する	
0750	カタラーゼ	07	「第三版自主規格」固形物(T.O.S)換算する	
0760	活性炭	13	「食添7」	
0770	活性白土	13		
0780	ガティガム	04	「食添7」	
0790	カテキン	05	「第三版自主規格」(チャカテキン)固形物換算する	
0800	カードラン	04	「第三版自主規格」	
0810	カニ色素	02	「第三版自主規格」	
0820	カフェイン(抽出物)	09	「第三版自主規格」	
0830	カラギナン	04		
0831	加工ユーケマ藻類	04	「食添7」	
0832	精製カラギナン	04	「食添7」	
0833	ユーケマ藻類	04		
0840	α-ガラクトシダーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0850	β-ガラクトシダーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0860	カラシ抽出物	03	「第三版自主規格」	
0870	カラメルⅠ	02	「食添7」固形物55%に換算する	
0880	カラメルⅡ	02	「食添7」固形物65%に換算する	
0890	カラメルⅢ	02	「食添7」固形物53%に換算する	
0900	カラメルⅣ	02	「食添7」固形物40%に換算する	
0910	カラヤガム	04	「食添7」	
0920	カルナウパロウ	06	「食添7」	
0930	カルボキシペプチダーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
0940	カロブ色素	02	「第三版自主規格」色価($E_{1cm}^{10\%}$)30に換算する	

No.	既存添加物名	整理番号	換算単位	備考
0950	カロブビーンガム	04	「食添7」	
0960	カワラタケ抽出物	09	固形物換算する	
0970	カワラヨモギ抽出物	03	「第三版自主規格」固形物換算する	
0980	カンゾウ抽出物	01	「第三版自主規格」	
0990	カンゾウ油性抽出物	05	「第三版自主規格」固形物換算する	
1000	カンデリラロウ	06	「第7版」	
1010	キサンタンガム	04	「食添7」	
1020	キシラナーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
1030	D-キシロース	01	「食添7」	
1040	キダチアロエ抽出物	04	固形物換算する	
1050	キチナーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
1060	キチン	04	「第三版自主規格」	
1070	キトサナーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
1080	キトサン	04	「第三版自主規格」	
1090	キナ抽出物	09	固形物換算する	
1100	キハダ抽出物	09	固形物換算する	
1110	魚鱗箔	02	「第三版自主規格」	
1120	キラヤ抽出物	10	「食添7」	
1130	金	02		
1140	銀	02		
1150	グァーガム	04	「食添7」	
1160	グァーガム酵素分解物	04	「第三版自主規格」	
1170	グアヤク脂	05		
1180	グアヤク樹脂	06		
1190	グアユーレ	06		
1200	クエルセチン	05	「第三版自主規格」	
1210	クチナシ青色素	02	「第三版自主規格」色価($E_{1cm}^{1.0\%}$)50に換算する	
1220	クチナシ赤色素	02	「第三版自主規格」色価($E_{1cm}^{1.0\%}$)50に換算する	
1230	クチナシ黄色素	02	「第三版自主規格」色価($E_{1cm}^{1.0\%}$)100に換算する	
1240	グッタハンカン	06	「第三版自主規格」	
1250	グッタペルカ	06	「第三版自主規格」	
1260	クリストバル石	13		
1270	グリーンタフ	13		
1280	グルカナーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
1290	クルクリン	01		
1300	グルコアミラーゼ	07	「第三版自主規格」固形物(T.O.S)換算する	
1310	グルコサミン	04	「第三版自主規格」	
1320	α -グルコシダーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
1330	β -グルコシダーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
1340	α -グルコシルトランスフェラーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
1350	α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア	01	「第三版自主規格」固形物(T.O.S)換算する	
1360	グルコースイソメラーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
1370	グルコースオキシダーゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
1380	グルタミナーゼ	07	「第三版自主規格」固形物(T.O.S)換算する	
1390	L-グルタミン	09	「食添7」	
1400	グレープフルーツ種子抽出物	03	固形物換算する	
1410	クローロ色素	02	「第三版自主規格」色価($E_{1cm}^{1.0\%}$)20に換算する	
1420	クローブ抽出物	05	固形物換算する	

No.	既存添加物名	整理番号	換算単位	備考
1430	クロロフィリン	02		
1440	クロロフィル	02	「食添7」色価($E_{1cm}^{1.0\%}$)600に換算する	
1450	クワ抽出物	03	固形物換算する	
1460	くん液	13	固形物換算する	
1461	木酢液	13	固形物換算する	
1462	リキッドスモーク	13	固形物換算する	
1470	ケイソウ土	13	「食添7」	
1480	ゲンチアナ抽出物	09	固形物換算する	
1490	高級脂肪酸	13		
1500	香辛料抽出物	09	固形物換算する	
1510	酵素処理イソクエルシトリン	05	「第三版自主規格」	
1520	酵素処理カンゾウ	01		
1530	酵素処理ダイズサポニン	10		
1540	酵素処理チャ抽出物	03	固形物換算する	
1550	酵素処理ナリンジン	09	「第三版自主規格」	
1560	酵素処理ヘスペリジン	05	「第三版自主規格」	
1570	酵素処理ルチン(抽出物)	05	「第三版自主規格」	
1580	酵素処理レシチン	10		
1590	酵素分解カンゾウ	01	「第三版自主規格」	
1600	酵素分解ハトムギ抽出物	03	「第三版自主規格」固形物換算する	
1610	酵素分解リンゴ抽出物	05	固形物換算する	
1620	酵素分解レシチン	10	「第三版自主規格」	
1630	酵母細胞壁	04	「第三版自主規格」固形物換算する	
1640	コウリヤン色素	02	「第三版自主規格」色価($E_{1cm}^{1.0\%}$)50に換算する	
1650	コチニール色素	02	「食添7」色価($E_{1cm}^{1.0\%}$)80に換算する	
1660	骨炭	13		
1670	骨炭色素	02		
1680	コパイババルサム	06		
1690	コーパル樹脂	06	「第三版自主規格」	
1700	コバルト	13		
1710	ゴマ油不けん化物	05	「第三版自主規格」固形物換算する	
1720	ゴマ柄灰抽出物	13	固形物換算する	
1730	ゴム	06	「第三版自主規格」	
1740	ゴム分解樹脂	06		
1750	コメヌカ油抽出物	05	固形物換算する	
1760	コメヌカ酵素分解物	05	固形物換算する	
1770	コメヌカロウ	06	「第三版自主規格」	
1780	サイリウムシードガム	04	「第三版自主規格」	
1790	ササ色素	02		
1800	サトウキビロウ	06	「第三版自主規格」	
1810	サバクヨモギシードガム	04	「第三版自主規格」	
1820	酸性白土	13	「第三版自主規格」	
1830	酸性ホスファターゼ	07	固形物(T.O.S)換算する	
1840	酸素	13		
1850	サンダラック樹脂	06		
1860	シアナット色素	02	「第三版自主規格」色価($E_{1cm}^{1.0\%}$)30に換算する	
1870	シアノコバラミン	05	「第三版自主規格」	
1880	シェラック	06	「食添7」	
1881	白シェラック	06	「食添7」	